

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

熊本県最低賃金が改定されました。

時間額762円 (平成30年10月1日から)

この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。詳しくはお問い合わせください。

〈問い合わせ〉熊本労働局 労働基準部賃金室 Tel096 (355) 3302
菊池労働基準監督署 Tel0968 (25) 3136

最低賃金ワンストップ無料相談

最低賃金の引き上げに対応した賃金の引き上げに取り組む中小企業の支援として、経営面と労働面の相談をワンストップで対応できる無料相談窓口を設置し、専門家の事業場への派遣も行っています。

〈問い合わせ〉

熊本県働き方改革推進支援センター

〒860・0041

熊本市中央区細工町1丁目51スコーレビル2階・E

Tel096 (353) 1700

ご存知ですか？ 中小企業の最低賃金引き上げを支援する業務改善助成金

事業場内最低賃金が1,000円未満の中小企業が、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。

最低賃金の引き上げ額は30円以上、40円以上の2つのコースがあり、助成率は常時使用する労働者が、企業全体で31人以上の事業場は7/10、30人以下の事業場は3/4です。さらに生産性要件を満たした場合の助成率は、3/4、4/5です。助成の上限額はコースごとに異なり、50万円（100万円となります）。

〈問い合わせ〉

熊本労働局雇用環境・均等室

Tel096 (352) 3865

身体・知的・精神障がい 合同相談会

身体・知的・精神に障がいのある方とその家族の方を対象に合同相談会が開催されます。福祉サービスの利用、就労、身障手帳等各種の手続き、地域生活に関する事など、お気軽にご相談ください。

■日 時 11月26日(月) 午前10時～正午

■場 所 南阿蘇村役場西会議室(1階)

■相談員 相談支援事業所(高森寮・時計台)
熊本県北部障害者就業生活支援センター
がまだす
住民福祉課

※日時と場所をお間違えのないようお越しく下さい。

※予約は必要ありません。

〈問い合わせ〉

住民福祉課 Tel(67) 2702

熊本県版図柄入り ナンバープレート交付開始

くまモンがデザインされた熊本県版図柄入りナンバープレートが、10月から交付されています。

図柄ナンバー申し込みHPまたは問い合わせ先の窓口から申し込みできます。

【交付手数料】 中板：8,400円

大板：12,500円

【寄付金】 1,000円以上

※フルカラー希望の場合のみ必要

〈問い合わせ〉

熊本運輸支局 Tel050(5540)2086

軽自動車検査協会熊本事務所 Tel050(3816)1758

